

企業の農業参入トータルサポート事業（参入企業スタートアップ支援事業及び参入企業ステップアップ支援事業）に係る留意事項

流通アグリビジネス課

本事業に係る留意事項を以下のとおり御案内いたしますので、必ず御確認、御理解のうえ、事業を実施されるようお願いいたします。

留 意 事 項

- 1 本事業は、「熊本県補助金等交付規則（昭和 56 年熊本県規則第 34 号）」に基づき実施されます。**

補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。なお、事業の着手後であっても、事実と異なる記載内容での申請が発覚した場合は、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがありますので、十分に御注意ください。
- 2 補助事業の採択に当たっては本事業に始めて取り組む事業者を優先します。**

複数の事業者から応募があった場合、本事業に始めて取り組む事業者を優先して採択します。
- 3 補助金交付決定後に補助事業の内容等を変更する際には、熊本県の承認が必要です。**

補助事業は、計画の承認・交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、事業費の30%以上の増減や事業内容の大幅な変更などが生じる場合には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、所定の「変更承認申請書」を県に提出し、その承認を受けなければなりません。補助事業の内容等変更となる見込みの場合は、必ず事前にご相談ください。
- 4 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合、補助金は受け取れません。**

補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに県に提出する必要があります。実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取ることができなくなりますので、必ず期日を守ってください。

5 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

補助金交付決定後であっても、実績報告書等の確認時に支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合、または、補助対象経費であっても、市中価格と比して大きく乖離した経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出することになります。

6 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

単価 50 万円（税抜き）以上の機械設備等の購入等は、「処分制限財産」に該当し、事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間において、処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分期間期間内に当該財産を処分する場合には、県へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。必ず事前にご相談ください。

7 補助事業関係書類は事業終了後 5 年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければなりません。

なお、当事業の補助金により財産を取得した場合は、財産処分の制限期間と補助事業者が保管する証拠書類の保存期間は、どちらも取得財産の耐用年数とし管理することとします。

8 国・県が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国や県が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業は補助対象となりません。

9 個人情報の使用目的

提供いただいた個人情報は、以下の目的のために使用します。

- (1) 補助金事業の適正な執行のために必要な連絡
- (2) 経営活動状況等を把握するための調査
- (3) その他補助金事業の遂行に必要な活動

10 その他

申請・補助事業者は、本募集要領や実施要領に記載のない細部については、熊本県の指示に従うものとします。